

## 福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、福井市上下水道局（以下「局」という。）が管理するマンホール蓋に掲載する広告（以下「マンホール広告」という。）の取扱いについて、福井市上下水道局広告掲載規程（平成19年福井市公企規程1号の2。以下「規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (掲載対象)

第2条 マンホール広告を掲載できるマンホール蓋は、歩道上に設置された局が維持管理するものうちから局が決定するものとする。

### (規格等)

第3条 広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) マンホール広告の大きさは、マンホール蓋の中心から半径25センチメートルの円形とする
- (2) マンホール広告の仕様は、ステンレス製プレートに広告デザインを印刷したシートを貼付し、表面に滑り止めの特殊エンボス加工を施したものとする
- (3) 色はフルカラーとする

2 掲載する広告の内容は、規程第3条によるものとする。

### (掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール広告を表示したマンホール蓋を設置した日が属する月の翌月の初日（その日が月の初日であるときは、その日。以下「掲載基準日」という。）から起算して、1年間、2年間又は3年間とする。ただし、福井市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）により広告を掲載することと決定された者（以下「広告主」という。）が希望する場合は、1年を単位として延長することができる。

### (掲載料)

第5条 マンホール広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1か所につき次の表の掲載期間ごとに定める額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

掲載期間		年額（月額換算）	掲載料 （総額）
1年間		79,200円（6,600円）	79,200円
2年間		66,000円（5,500円）	132,000円
3年間		52,800円（4,400円）	158,400円
延長1年 間につき	掲載基準日から3年以内の期間	79,200円（6,600円）	—
	掲載基準日から3年を超える期間	39,600円（3,300円）	—

(規制する事業者)

第6条 次の各号のいずれかに該当すると認める事業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のあるもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中のもの
- (3) 法令等に違反しているもの
- (4) 法令等に基づく必要な許可等を受けていないもの
- (5) 社会的信用を著しく損なうような問題を現に起こしているもの
- (6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (8) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年4月1日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止を受けているもの
- (9) 市税を滞納しているもの
- (10) 水道料金及び下水道使用料等を滞納しているもの
- (11) その他管理者が広告を掲載することを不適切と認めるもの

(マンホール広告掲載の募集)

第7条 マンホール広告の掲載の募集については、ホームページ等局の所管する媒体により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第8条 マンホール広告の掲載を希望する事業者など（以下「希望者」という。）は、局が広告の掲載を決定したマンホール蓋から希望するものを選択し、局の指定する期日までに、次に掲げる書類を添えて、福井市上下水道局マンホール広告掲載申込書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 広告原稿案（内容、デザインがわかるもの）
- (2) 会社概要等（登記事項証明書、パンフレットなど会社の概要がわかるもの）

(広告掲載の決定)

第9条 管理者は、前条の申込書の提出があったときは、当該申込み内容の審査を行い、速やかに掲載の可否を決定するものとする。

2 前条の申込書が、同一のマンホール蓋に対して複数提出された場合は、先着順にて審査を行うものとする。この場合において、同日に複数提出された場合は、次に定める順位により審査を行うものとする。

第1順位 公益性が高く、市内に事業所等を有するもの

第2順位 市内に事業所等を有するもの

第3順位 前各号のいずれにも該当しないもの

- 3 同じ順位の申込書が複数提出された場合は、管理者が抽選により選定した者を第1順位として決定するものとする。
- 4 第1項の規定による審査により掲載することと決定した場合は、当該決定を受けた希望者に対し、行政財産の使用を許可したものとする。
- 5 管理者は、広告の掲載の可否を決定したときは、福井市上下水道局マンホール広告掲載決定通知書（様式第2号）により、希望者に通知するものとする。

（デザインの提出）

- 第10条 広告主は、マンホール広告のデザインのデータを、管理者が指定する期日までに作成し、提出するものとする。
- 2 管理者は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正等を指示することができる。

（マンホール広告の作製及び作製費の負担）

- 第11条 局は、前条第1項の規定によりマンホール広告のデザインのデータが提出されたときは、当該マンホール広告を作製するものとする。
- 2 前項のマンホール広告の作製に要する費用は、広告主の負担とする。
  - 3 第1項の規定により作製したマンホール広告は、局が所有権を有するものとする。

（掲載料及び作製費の納付）

- 第12条 広告主は、第5条に規定する掲載期間の区分に応じた掲載料及びマンホール広告の作製費を、管理者が指定する期日までに一括して納付しなければならない。

（マンホール広告の設置及び維持管理）

- 第13条 第11条第1項の規定によりマンホール広告を作製したときは、当該マンホール広告の掲載基準日までに局が設置するものとする。
- 2 局は、マンホール広告を掲載したマンホール蓋の維持管理を行う。
  - 3 局は、前項の維持管理に起因して第三者に損害を与えた場合は、その責を負う。ただし、広告の内容に起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責を負う。
  - 4 マンホール広告に、経年による汚損以外の汚損等が生じた場合の原状回復に要する費用は、広告主が負担するものとする。ただし、局の責による場合は、局が負担する。

（掲載期間の変更）

- 第14条 広告主は、第4条第1項ただし書きに規定する掲載期間の延長を希望するときは、掲載期間が終了する月の4か月前までに、福井市上下水道局マンホール広告変更申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を管理者に提出しなければならない。
- 2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1年を単位としなければならない。ただし、変更

後の掲載期間は、掲載基準日から5年を超えることができない。

- 3 広告主は、掲載期間の短縮を希望するときは、掲載の終了を希望する日の4か月前までに、変更申請書を管理者に提出しなければならない。
- 4 管理者は、掲載期間の変更の可否を決定したときは、福井市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書（様式第4号。以下「変更決定通知書」という。）により広告主に通知するものとする。
- 5 掲載期間を変更することと決定した場合は、変更後の掲載期間について、第9条第1項による掲載の決定をしたとみなすとともに、当該決定を受けた広告主に対して同条第4項により許可した行政財産の使用期間を変更したものとする。

#### （広告内容の変更）

- 第15条 広告主は、掲載期間中にマンホール広告の内容を変更しようとするときは、変更を希望する日の属する月の4か月前までに、変更申請書を管理者に提出しなければならない。この場合において、マンホール広告の内容の変更に伴い必要となる手続き等については、第10条から第12条の規定を準用する。
- 2 管理者は、マンホール広告の内容の変更について可否を決定したときは、変更決定等通知書により広告主に通知するものとする。
  - 3 変更後のマンホール広告の掲載期間は、当初の掲載期間の残期間とする。
  - 4 変更後のマンホール広告に対する掲載料は、変更前のマンホール広告について納付済みの掲載料をもって納付されたものとする。
  - 5 変更後のマンホール広告の設置については、第13条を準用する。

#### （掲載の一時停止）

- 第16条 局は、掲載期間中であっても、維持管理又は設置箇所及びその付近における工事等のやむを得ない理由がある場合は、マンホール広告の掲載を一時停止することができる。この場合において、掲載期間の延長は行わないものとする。
- 2 前項の規定により広告の掲載を一時停止することと決定した場合は、管理者は、福井市上下水道局マンホール広告掲載一時停止決定通知書（様式第5号）により、広告主に通知するものとする。
  - 3 一時停止する期間が1月を超えた場合は、第19条の規定により掲載料を還付することができるものとする。
  - 4 第1項の規定による掲載の停止に起因して生じた損害については、局は、その責を負わない。

#### （掲載決定の取消し）

- 第17条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載の決定を取り消すことができる。
- (1) 広告主が、指定する期日までに掲載料又は作製費を納付しない場合
  - (2) 広告主が、指定する期日までにマンホール広告のデザインのデータを提出しない場合

- (3) 市税、水道料金及び下水道使用料を滞納している場合
  - (4) 災害その他のやむを得ない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が掲載することが適切でないと判断した場合
- 2 前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取消した場合は、当該決定を受けた広告主に対する、第9条第4項及び第14条第5項による行政財産の使用許可を取消したものとす。
  - 3 前2項に規定する決定の取消しにより広告主に発生する損害については、局はその責を負わないものとする。
  - 4 管理者は、第1項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取消した場合は、福井市上下水道局マンホール広告掲載決定取消通知書（様式第6号）により、広告主へ通知するものとする。

（撤去）

第18条 局は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条の規定により設置したマンホール広告を撤去するものとする。

- (1) 掲載期間が終了した場合
  - (2) マンホール広告の掲載の決定を取消した場合
  - (3) 第16条の規定によりマンホール広告の掲載を一時停止した場合
- 2 前項第1号及び第2号の場合にあっては、撤去後のマンホール広告を広告主に譲渡することができる。なお、譲渡にかかる経費は広告主の負担とする。

（掲載料の還付）

第19条 納付された掲載料及び作製費は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、掲載料を還付することができるものとする。

- (1) 災害その他やむを得ない広告主の責に帰すことのできない事由によりマンホール広告の掲載が不可能となった場合は、掲載が不可能となった日から起算して掲載期間の終了する日までの日数に相当する額
  - (2) 第16条第3項の規定に該当する場合は、掲載を一時停止した日から起算して掲載再開する日までの日数に相当する額
- 2 前項に定める日数に相当する額とは、当該日数を365日で除した数を第5条に定める年額に乗じて得た額（最終的な金額に100円未満の端数が生じる場合は端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合の年額とは、広告主が納付した直近の掲載料の区分に応じたものとする。
  - 3 広告主は、第1項ただし書きに規定する額の還付を求める場合は、福井市上下水道局マンホール広告掲載料還付請求書（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。ただし、第1項の対象となる事由の発生した日から5年を経過した場合は、還付を求めることができない。
  - 4 管理者は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに還付の可否及び還付額を決定しなければならない。

- 5 管理者は、前項により還付の可否及び還付額を決定した場合は、福井市上下水道局マンホール広告掲載料還付決定通知書（様式第8号）により広告主へ通知するとともに、還付することと決定した場合にあっては速やかに還付を行うものとする。

（広告主の責任）

第20条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、マンホール広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

（広告デザインの活用）

第21条 局は、第9条の規定により掲載決定した広告主のデザインを活用できるものとし、広告主は、デザインの使用に関し、局に無償で提供するものとする。

（損害賠償請求）

第22条 広告の内容により局が損害を被った場合は、管理者は広告主に対し、損害賠償請求を行うことができるものとする。

（その他）

- 第23条 この要綱に定めるもののほか、マンホール広告の掲載に関し必要な事項は、管理者が別に定める。
- 2 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、局と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

福井市上下水道局マンホール広告掲載申込書

福井市上下水道事業管理者 あて

(申込者) 郵便番号  
住所  
(所在地)  
氏名  
(法人名称及び代表者名)  
電話

福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第8条により、必要書類を添えて下記のとおり広告の掲載を申込みます。

記

掲載を希望するマンホール蓋	
掲載を希望する期間	年 月 日から 年間
添付資料	1. 広告原稿案 2. 会社概要（法人の登記事項証明書、パンフレット等） 3. 許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し
担当者連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者と同一 <input type="checkbox"/> 申込者と異なる 住所（所在地）： 部署及び氏名： 電話： メールアドレス：
備考	
誓約事項	(1) 福井市の広告掲載等に関する各規定を遵守します。 (2) 審査にあたり、福井市の市税、水道料金及び下水道使用料の納付状況を確認することに同意します。

年 月 日

福井市上下水道局マンホール広告掲載決定通知書

様

福井市上下水道事業管理者

年 月 日付で申し込みがありましたマンホール広告の掲載について、福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第9条により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可する行政財産)	
決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する。併せて、マンホール広告掲載の範囲内において上記の行政財産の使用を許可する。 <input type="checkbox"/> 掲載しない。 (理由: )
掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載料等(※)	金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)
備考	

※広告掲載料等は、同封した納入通知書により期限内に納付して下さい。

担当 福井市上下水道局 課

電話:

FAX:

福井市上下水道局マンホール広告掲載変更申請書

福井市上下水道事業管理者 あて

(申込者) 郵便番号  
 住所  
 (所在地)  
 氏名  
 (法人名称及び代表者名)  
 電話

福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第14条又は第15条により、必要書類を添えて下記のとおり変更を申請します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)			
掲載期間	<input type="checkbox"/> 変更します。		
	変更前	年 月 日から	
		年 月 日まで	
	変更後	年 月 日まで	
	理由		
広告内容 (※)	<input type="checkbox"/> 変更します。		
	変更前		
	変更後		
	変更日	年 月 日	
	理由		
担当者 連絡先	<input type="checkbox"/> 申込者と同一 <input type="checkbox"/> 申込者と異なる 住所(所在地): 氏名及び部署: 電話: メールアドレス:		

※変更前と変更後の広告原稿を添付すること。

福井市上下水道局マンホール広告掲載変更決定通知書

様

福井市上下水道事業管理者

福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第14条又は第15条により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)	
掲載期間の変更 (行政財産の使用期間の変更)	<input type="checkbox"/> 変更を認める。 変更後の期間： 年 月 日から 年 月 日まで ( 月間/年間 延長・短縮) <input type="checkbox"/> 変更を認めない。 (理由： )
内容の変更	<input type="checkbox"/> 変更を認める。 変更日： 年 月 日から <input type="checkbox"/> 変更を認めない。 (理由： )
広告掲載料等(※)	金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)
備考	

※広告掲載料等は、同封した納入通知書により期限内に納付して下さい。

担当 福井市上下水道局 課  
電 話：  
FAX：



福井市上下水道局マンホール広告掲載決定取消通知書

様

福井市上下水道事業管理者

福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第17条により、下記のとおりマンホール広告の掲載を取り消しましたので通知します。

記

取り消しをする 掲載決定等の内容	掲載対象のマンホール蓋 (使用を許可した行政財産)	
	掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
掲載決定の取消日 (行政財産の使用許可の取消日)	年 月 日	
取消理由		

担当 福井市上下水道局 課  
電 話：  
FAX：

福井市上下水道局マンホール広告掲載料還付請求書

福井市上下水道事業管理者 あて

(申込者) 郵便番号  
住所  
(所在地)  
氏名  
(法人名称及び代表者名)  
電話

福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第19条により、下記のとおり広告掲載料の還付を請求します。

記

請求対象のマンホール蓋		
請求日数及び金額	日数	日分
	金額	金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)
振込先	金融機関名： 支店名： 口座種別： 口座名義： 口座名義（カナ）：	
担当者 連絡先	<input type="checkbox"/> 請求者と同一 <input type="checkbox"/> 請求者と異なる 住所（所在地）： 部署及び氏名： 電話： メールアドレス：	

※振込先が確認できる資料（通帳の写しなど）を添付すること。

福井市上下水道局マンホール広告掲載料還付決定通知書

様

福井市上下水道事業管理者

福井市上下水道局マンホール広告取扱要綱第19条により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

請求対象の マンホール蓋	
決定内容	<input type="checkbox"/> 還付する。 算定日数： 日分 還付金額：金 円 (うち、消費税及び地方消費税 円)  <input type="checkbox"/> 還付しない。 (理由： )
振込先	金融機関名： 支店名： 口座種別： 口座番号： 口座名義： 口座名義（カナ）：
備考	

担当 福井市上下水道局 課  
電 話：  
F A X：